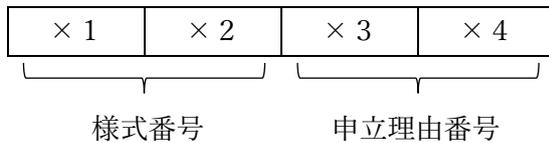


過誤申立事由コード一覧表

○「申立事由コード」欄は、以下のとおり記入してください。



○「様式番号」と「申立理由番号」は、下記のとおりです。

様式番号（介護給付）

介護給付			予防給付		
様式番号	明細書様式	サービス種類	様式番号	明細書様式	サービス種類
10	第二	訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅療養管理指導・通所介護・通所リハビリテーション・福祉用具貸与・定期巡回・随時対応型訪問介護看護・夜間対応型訪問介護・地域密着型通所介護・認知症対応型通所介護・小規模多機能型居宅介護・複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）	11	第二の二	介護予防訪問入浴介護・介護予防訪問看護・介護予防訪問リハビリテーション・介護予防居宅療養管理指導・介護予防通所リハビリテーション・介護予防福祉用具貸与・介護予防認知症対応型通所介護・介護予防小規模多機能型居宅介護
21	第三	短期入所生活介護	24	第三の二	介護予防短期入所生活介護
22	第四	介護老人保健施設における短期入所療養介護	25	第四の二	介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護
2A	第四の三	介護医療院における短期入所療養介護	2B	第四の四	介護医療院における介護予防短期入所療養介護
23	第五	病院・診療所における短期入所療養介護	26	第五の二	病院・診療所における介護予防短期入所療養介護
30	第六	認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）	31	第六の二	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用以外）
32	第六の三	特定施設入居者生活介護（短期利用以外）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用以外）	33	第六の四	介護予防特定施設入居者生活介護
34	第六の五	認知症対応型共同生活介護（短期利用）	35	第六の六	介護予防認知症対応型共同生活介護（短期利用）
36	第六の七	特定施設入居者生活介護（短期利用）・地域密着型特定施設入居者生活介護（短期利用）	-	-	-
40	第七	居宅介護支援	41	第七の二	介護予防支援
50	第八	介護老人福祉施設サービス・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	-	-	-
60	第九	介護保健施設サービス	-	-	-
61	第九の二	介護医療院サービス	-	-	-
70	第十	介護療養施設サービス	-	-	-

様式番号（介護予防・日常生活支援総合事業）

様式番号	明細書様式	サービス種類
10	第二の三	訪問型サービス費・通所型サービス費・その他の生活支援サービス費
20	第七の三	介護予防ケアマネジメント費

申立理由番号（介護給付、介護予防・日常生活支援総合事業 共通）

	通常過誤	同月過誤	申立理由
申立理由番号	01	01	台帳誤り修正による保険者申立の過誤調整
	02	12	請求誤りによる実績取り下げ
	09	09	時効による保険者申立の取下げ
	11	11	台帳誤り修正による事業所申立の過誤調整
	21	21	台帳誤り修正による公費負担者申立の過誤調整
	29	29	時効による公費負担者申立の取下げ
	32	32	給付管理票取消による実績の取下げ
	42	49	適正化（その他）による保険者申立の過誤取下げ
	43	4A	適正化（ケアプラン点検）による保険者申立の過誤取下げ
	44	4B	適正化（介護給付費通知）による保険者申立の過誤取下げ
	45	4C	適正化（医療突合）による保険者申立の過誤取下げ
	46	4D	適正化（縦覧点検）による保険者申立の過誤取下げ
	47	4E	適正化（給付実績を活用した情報提供）による保険者申立の過誤取下げ
	52	59	適正化（その他）による公費負担者申立の過誤取下げ
	53	5A	適正化（ケアプラン点検）による公費負担者申立の過誤取下げ
	54	5B	適正化（介護給付費通知）による公費負担者申立の過誤取下げ
	55	5C	適正化（医療突合）による公費負担者申立の過誤取下げ
	56	5D	適正化（縦覧点検）による公費負担者申立の過誤取下げ
	57	5E	適正化（給付実績を活用した情報提供）による交付費負担者申立の過誤取下げ
	62	69	不正請求による実績取り下げ
90	90	その他の事由による台帳過誤	
99	99	その他の事由による実績の取下げ	

※ 申立理由番号は、加西市から特に指定がない場合は、「02」（通常過誤）又は「12」（同月過誤）を記入してください。